

【新旧対照表】 令和7年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
凡例 項目番号 20	<u>【関係法令及び通知等】</u> <u>令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</u> <u>【略称】</u> <u>雇均発0120第1号</u>	<u>【関係法令及び通知等】</u> <u>平成28年8月2日雇児発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</u> <u>【略称】</u> <u>雇児発0802第3号</u>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 49	<u>【関係法令及び通知等】</u> <u>令和7年4月11日こ成保296 7文科初第250号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u> <u>【略称】</u> <u>処遇改善等加算通知</u>	<u>【関係法令及び通知等】</u> <u>(追加)</u> <u>【略称】</u> <u>(追加)</u>	
2 基本方針及び組織 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	<u>【基本的考え方】</u> 1 保育所は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、保育所の職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。 <u>(参考) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月</u>	<u>【基本的考え方】</u> 1 保育所は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、保育所の職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。 <u>(追加)</u>	関係法令等精査及び検査基準見直し

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(5) 苦情解決	<u>こども家庭庁)</u> 【関係法令等】 (1)～(4) (略) (5) 令和 5 年 3 月 27 日子発 0327 第 5 号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	【関係法令等】 (1)～(4) (略) <u>(追加)</u>	
	【関係法令等】 (1)～(4) (略) <u>(5) 保育所保育指針第 1 章 1 (5) ウ</u>	【関係法令等】 (1)～(4) (略) <u>(5) 運営基準条例第 50 条(第 30 条第 1 項準用)</u>	
	(19) 重要事項等の掲示と公衆の閲覧	【基本的考え方】 特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所 <u>の</u> 選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。 【観点】 1 掲示がされているか。 2 掲示されている内容は適切であるか。 3 自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。 <u>4 自動公衆送信により公衆の閲覧に供している内容は適切であるか。</u>	【基本的考え方】 特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。 【観点】 1 掲示がされているか。 2 掲示されている内容は適切であるか。 3 自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。 <u>(追加)</u>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(23) 連携施設の設定	【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (1)重要事項等が掲示されていない。【B】 (1)掲示されている内容が適切でない。【B】 (1)自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。【B】 <u>(1)自動公衆送信により公衆の閲覧に供している内容が適切でない。【B】</u> 【基本的考え方】 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (1)重要事項等が掲示されていない。【B】 (1)掲示されている内容が適切でない。【B】 (1)自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。【B】 <u>(追加)</u> 【基本的考え方】 <u>3 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と区が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u> 【根拠法令等】 <u>(1) 運営基準条例付則第 4 条</u>	
3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規定等 1 育児休業	【基本的考え方】 (1) 育児休業とは、1 歳（一定の条件下で 2 歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が 1 年に満たない場合 ・ 申出の日から 1 年以内（1 歳 6 か月及び 2 歳まで育児休業する場合には 6 か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合	【基本的考え方】 (1) 育児休業とは、1 歳（一定の条件下で 2 歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 雇用された期間が 1 年に満たない場合 ・ 申出の日から 1 年以内（1 歳 6 か月及び 2 歳まで育児休業する場合には 6 か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合	育児・介護休業法改正に伴う評価事項の見直し等

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理	・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が 1 歳 2 か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間 <u>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための装置を講ずるよう努めなければならない。</u> (2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、<u>以下</u>のいずれかの措置を講じなければならない。 ・ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・ 育児休業に関する相談体制の整備 ・ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 (3) <u>(削除)</u>	・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が 1 歳 2 か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間 <u>(追加)</u> (2) <u>雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置</u> 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、<u>次の各号の</u>いずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 (3) <u>妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。</u> <u>《周知事項》</u> ①<u>育児休業・産後パパ育休に関する制度</u> ②<u>育児休業・産後パパ育休の申し出先</u> ③<u>育児休業給付に関すること</u> ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
	※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ <u>雇用された期間が1年に満たない場合</u> ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (4) <u>(削除)</u>	<u>すべき社会保険料の取り扱い</u> <u>《周知・意向確認の方法》 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか</u> <u>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。</u> ※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ <u>(追加)</u> ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <u>(4) 育児休業の取得の状況の公表</u> <u>常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
	【観点】 1 (略) <u>2 育児休業制度について、適切に実施しているか。</u> 【関係法令等】 (1) (略) (2) (略) (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、<u>第16条の2～4</u>、第16条の8、第17条、第19条、<u>第22条</u>、第23条 (4) 育児・介護休業法施行規則第8条、<u>第21条の3</u> (5) <u>雇均発0120第1号</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	【観点】 1 (略) 2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。 3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。 4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) (略) (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、17条、第19条、<u>第21条、第21条の2</u>、第23条、<u>第24条</u> (4) 育児・介護休業法施行規則第8条、<u>第21条の2～第22条の2</u> (5) <u>雇児発0802第3号</u> <u>(1) 育児・介護休業法第22条</u> <u>(2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2</u> <u>(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項</u> <u>(2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4</u> <u>(1) 育児・介護休業法第22条の2</u> <u>(2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(3) 育児休業規定等 2 介護休業	【評価事項】及び【評価】 (1) (略) 【B】 (2) (略) 【B】 (3) (略) 【B】 <u>(1) 育児休業制度について、適切に実施していない。【B】</u> <u>(1)削除</u> <u>(1)削除</u>	【評価事項】及び【評価】 (1) (略) 【B】 (2) (略) 【B】 (3) (略) 【B】 <u>(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。【B】</u> <u>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。【B】</u> <u>(1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。【B】</u>	育児・介護休業法改正による追加
	【基本的考え方】 (1) (略) <u>(2) 事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。</u> ・ <u>その雇用する労働者に対する介護休業・介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> ・ <u>介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> ・ <u>その他厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置</u>	 <	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(3) 育児休業規定等 3 労働時間の制限等	【観点】 <u>3</u> (略) <u>4 介護休業制度について、適切に実施しているか。</u> 【関係法令等】 (1) (略) (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、<u>第16条の5～7、第16条の9</u>、第18条、第20条、<u>第22条</u>、第23条 <u>(3) 育児・介護休業法施行規則第24条</u> <u>(4) 雇均発0120第1号</u> 【評価事項】及び【評価】 (1) (略) 【B】 (2) (略) 【B】 (3) (略) 【B】 <u>(1) 介護休業制度について、適切に実施していない。</u> 【B】	<u>5</u> (略) <u>(新設)</u> 【関係法令等】 (1) (略) (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 <u>(3) 雇児発0802第3号</u> 【評価事項】及び【評価】 (1) (略) 【B】 (2) (略) 【B】 (3) (略) 【B】 <u>(新設)</u>	育児・介護休業法改正による修正等
	【基本的考え方】 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間と	【基本的考え方】 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間と	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
	する短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ <u>在宅勤務等の措置</u> ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ <u>保育</u>施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② (略) <u>(2) 所定外労働の制限</u> <u>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない。</u> <u>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</u> <u>(3) 時間外労働の制限</u> (略) <u>(4) 深夜労働の制限</u> (略) 【観点】 <u>5 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</u> 【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条 【評価事項】及び【評価】	する短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ <u>(追加)</u> ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ <u>託児</u>施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② (略) <u>(2) (追加)</u> <u>(2) 時間外労働の制限</u> (略) <u>(3) 深夜労働の制限</u> (略) 【観点】 <u>1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</u> 【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条<u>～24条</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(3) 育児休業規定等 4 子の看護等休暇	(1) 勤務時間の短縮等の措置を <u>適切に</u> 講じていない。 【B】 <u>(2) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。【B】</u> (3) (略) 【B】 (4) (略) 【B】 【基本的考え方】 小学校 <u>3年生修了まで</u> の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、 <u>若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園（入学）式、卒園式への参加のため</u> に、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。 <u>子の</u> 看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。 【観点】 <u>2</u> 子の看護 <u>等</u> 休暇制度について、適切に実施しているか。 【評価事項】 (1) 子の看護 <u>等</u> 休暇制度について、適切に実施していない。	【評価事項】及び【評価】 (1) <u>育児・介護休業及び</u> 勤務時間の短縮等の措置を講じていない。【B】 <u>(追加)</u> (2) (略) 【B】 (3) (略) 【B】 【基本的考え方】 小学校 <u>就学前</u> の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇を取得できる。 【観点】 <u>2</u> 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。 【評価事項】 (1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。	育児・介護休業法改正による修正 <

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(5) 労使協定等 1 36 協定	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (1)～(3) (略) <u>(4)労働基準監督署への届出が遅れている。【B】</u>	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (1)～(3) (略) <u>(追加)</u>	し 関係法令等精査
(6) 周知等の措置	【基本的考え方】 2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。 【観点】 2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。	【基本的考え方】 2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。 【観点】 2 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。	
5 勤務状況 (4) 勤務状況の帳簿の整備	【関係法令等】 (1)～(2) (略) <u>(3) 労働基準法施行規則第24条の7</u> (4)～(5) (略)	【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3)～(4) (略)	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
11 災害対策の状況 (5) 防災訓練等	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 <u>(2) 保育所保育指針第3章4（2）ウ</u> 【評価事項】及び【評価】 <u>(2) 消防計画に基づく通報訓練を実施していない。</u> <u>【B】</u> <u>(3) 避難・消火・通報訓練の</u>実施方法が不適切である。 <u>(2)</u> 保護者等への連絡体制や引渡し方法が不明確 <u>(3)</u> 引渡し訓練をしておらず保護者との連絡体制や引渡し方法等についての確認が不十分である。 (1) <u>消火・通報及び避難</u>訓練記録が整備されていない。	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 <u>(1) 保育所保育指針第3章4（2）ウ</u> 【評価事項】及び【評価】 <u>(追加)</u> <u>(2)</u> 実施方法が不適切である。 <u>(1)</u> 保護者等への連絡体制や引渡し方法が不明確 (2) 引渡し訓練をしておらず保護者との連絡体制や引渡し方法等についての確認が不十分である。 (1) 訓練記録が整備されていない。	検査基準見直し
(9) 安全計画の策定	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(10) 自動車を運行する場合の所在確認	(1) 安全計画を策定していない。【C】 <u>(2) 安全計画の内容が不十分である。【B】</u> <u>(3) 安全計画を職員に周知していない。【C】</u> <u>(4) 職員への周知内容が不十分である。【B】</u> <u>(5) 研修及び訓練を定期的実施していない。【C】</u> <u>(6) 安全計画に定める研修及び訓練の実施または実施内容が不十分である。【B】</u> <u>(7) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。【C】</u> <u>(8) 保護者への周知が不十分である。【B】</u> <u>(9) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていない。【C】</u> 【基本的考え方】 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 <u>参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイ</u>	(1) 安全計画を策定していない。【C】 <u>(追加)</u> <u>(1) 安全計画を職員に周知していない。【C】</u> <u>(追加)</u> <u>(2) 研修及び訓練を定期的実施していない。【C】</u> <u>(追加)</u> <u>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。【C】</u> <u>(追加)</u> <u>(1) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていない。【C】</u> 【基本的考え方】 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運転するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければなら	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
	<u>ドラインを検討するワーキンググループ編)</u>	い。	
12 公定価格における各種加算等の状況等 <u>(3) 1歳児配置改善加算</u>	<u>【基本的考え方】</u> <u>1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。</u> <u>(1) 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。</u> <u>(2) 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。</u> <u>① 園児の登園及び降園に管理に関する機能</u> <u>② 保育に係る計画・記録に関する機能</u> <u>③ 保護者との連絡に関する機能</u> <u>④ キャッシュレス決済に関する機能</u> <u>(3) 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」第4加算額の算定、2 区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。</u> <u><算式></u> <u>{2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {1歳児数(障害児を除く)×1/5(同)} + {乳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)</u>	<u>(追加)</u>	新規追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
	<u>【観点】</u> 1 1歳児の利用子ども数5人につき保育士1人が配置されているか。 2 要件をすべて満たしているか。 <u>【関係法令等】</u> (1) 留意事項通知第1（1）別紙6Ⅲ4、別紙8Ⅲ4 <u>【評価事項】及び【評価】</u> (1) 1歳児の利用子ども数5人につき保育士1人が配置されているか。【C】 (2) 満たしていない要件がある【C】		検査基準見直し
<u>(4)</u> 休日保育加算	<u>【基本的考え方】</u> (略) <u>【観点】</u> (略) <u>【関係法令等】</u> (1) 留意事項通知第1（1）別紙6Ⅲ<u>5</u>、別紙8Ⅲ<u>5</u> <u>【評価事項】及び【評価】</u> (略)	<u>【基本的考え方】</u> (略) <u>【観点】</u> (略) <u>【関係法令等】</u> (1) 留意事項通知第1（1）別紙6Ⅲ<u>4</u>、別紙8Ⅲ<u>4</u> <u>【評価事項】及び【評価】</u> (略)	
<u>(5)</u> 施設機能強化推進費加算	(略)	(略)	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
<u>(6)</u> 栄養管理加算	(略)	(略)	削除
<u>(7)</u> 処遇改善等加算 ア 加算額に係る使途	<u>(削除)</u>	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	
イ 処遇改善等加算Ⅰ 賃 金改善要件 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ 加 算要件	<u>(削除)</u>	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	
ウ 処遇改善等加算Ⅰ キ ャリアパス要件	<u>(削除)</u>	【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略)	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
エ 処遇改善等加算Ⅱ 加算要件	<u>(削除)</u>	【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略) 【基本的考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令等】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	新規追加
ア 目的	<u>【基本的考え方】</u> <u>処遇改善等加算は、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（区分1「基礎分」、職員の賃金の改善に要する費用（区分2「賃金改善分」、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用（区分3「質の向上分）」を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。</u> <u>【根拠法令等】</u> <u>1 処遇改善等加算通知第1の1</u>	<u>(追加)</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
イ 区分1の要件	<u>【基本的考え方】</u> <u>当該施設・事業所の取組が次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること又は区分3の適用を受けていること（キャリアパス要件）。</u> <u>(1) 次のア及びイに掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u> <u>ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。</u> <u>イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。</u> <u>(2) 職員の資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。</u> <u>ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。</u> <u>イ 保育士資格等の資格取得のための支援を実施すること。</u> <u>【観点】</u> <u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めているか。</u> <u>2 資質向上の目標を具体的に計画しているか。</u> <u>3 2の計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、フィードバックを行っているか。</u> <u>4 資格取得のための支援を実施しているか。</u>	<u>(追加)</u>	新規追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
イ 区分2及び区分3に係る共通の要件	<u>5 要件に掲げる事項を全ての職員に周知していること。</u> <u>【関係法令等】</u> <u>1 処遇改善等加算通知 第2の1</u> <u>【評価事項】及び【評価】</u> <u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u> <u>2 資質向上の目標を具体的に計画していない。【B】</u> <u>3 2の計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、フィードバックを行っていない。【B】</u> <u>4 資格取得のための支援を実施していない。【B】</u> <u>5 要件に掲げる事項を全ての職員に周知していない。【B】</u> <u>【基本的考え方】</u> <u>加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</u> <u>(1) 「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っていないこと。</u> <u>(2) 区分2と区分3加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・毎月支払われる手当により改善すること。</u> <u>(3) 加算当年度の人勧分の増額改定に応じた賃金</u>		新規追加
		<u>(追加)</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
ウ 区分3の要件	<u>の追加的な支払を行うものとする。</u> <u>(4) 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと。</u> <u>(5) 賃金改善の具体的な内容を職員に周知していること。</u> <u>【観点】</u> <u>1 賃金改善の方法や金額が適切かどうか。</u> <u>2 賃金改善の具体的な内容を職員に周知しているか。</u> <u>【関係法令等】</u> <u>1 処遇改善等加算通知 第2の2</u> <u>【評価事項及び評価】</u> <u>1 賃金改善の方法や金額が適切でない。【C】</u> <u>2 賃金改善の具体的な内容を職員に周知していない。【C】</u> <u>3 賃金改善の具体的な内容の周知が不十分である。【B】</u>		新規追加
	<u>【基本的考え方】</u> <u>加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</u> <u>(1)次に掲げる職員（以下、「研修修了者」という。）</u> <u>【基本的考え方】</u> <u>加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</u> <u>(1)次に掲げる職員（以下、「研修修了者」という。）</u>	<u>(追加)</u>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
	<u>が少なくとも合計1人以上いること。</u> <u>i 副主任保育士等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。）</u> <u>a 副主任保育士・専門リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。</u> <u>B 概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。</u> <u>ii 職務分野別リーダー等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。）</u> <u>a 職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。</u> <u>B 概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。</u> <u>iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・専門リーダーを対象とした別に定める研修を修了している者</u> <u>※職員の経験年数における「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。</u> <u>(2)次に掲げる加算の区分に定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u> <u>i 副主任保育士等 月額4万円を超えないものとする。</u> <u>ii 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。</u> <u>ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円以上4万円</u>		

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
(8) 管理者を配置していな	<u>未満とすることができる。</u> <u>【観点】</u> <u>1 研修修了者が、1人以上いるか。</u> <u>2 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、職位の発令や職務命令を受けており、かつ、研修要件を満たしているか。</u> <u>3 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。</u> <u>4 個別の職員に対する賃金の改善額は、要件を満たしているか。</u> <u>【根拠法令等】</u> <u>1 処遇改善等加算通知 第2の3</u> <u>【評価事項】及び【評価】</u> <u>1 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、要件を満たしていない。【C】</u> <u>2 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u> <u>3 個別の職員に対する賃金の改善額が、要件を満たしていない。【C】</u> (略)		検査基準見直し

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運 営 管 理			
い場合		(略)	
(9) その他	(略)	(略)	
13 法外援護費の状況 (2) 法外援護費上の常勤・非常勤の取り扱い	【基本的考え方】 (2) 保育士増配置加算、保健師等配置加算、給食調理員配置加算 基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。 【観点】 <u>1 加算対象となる職員の勤務時間の合計が要件を満たしているか。</u> 【評価事項】及び【評価】 <u>(1) 加算対象となる職員の勤務時間の合計が要件を満たしていない。 B</u>	【基本的考え方】 (2) 保育士増配置加算、保健師等配置加算、給食調理員配置加算 基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。 【観点】 <u>(追加)</u> 【評価事項】 <u>(追加)</u>	

【新旧対照表】 令和 7 年度 特定地域型保育事業指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
凡例 保 育 内 容（関係法令及び通知等）			
項目番号 6	【関係法令及び通知等】 <u>令和 7 年 3 月 2 1 日こ成事第 1 7 5 号、こ支総第 5 0 号</u> 「児童福祉行政指導監査の実施について」 【略称】 <u>こ成事第 1 7 5 号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>平成 1 2 年 4 月 2 5 日こ成事第 4 7 1 号</u> 「児童福祉行政指導監査の実施について」 【略称】 <u>こ成事第 4 7 1 号通知</u>	通知廃止・発出による修正
項目番号 45	【関係法令及び通知等】 <u>令和 7 年 3 月 2 1 日こ成安第 4 4 号、6 教参学 5 1 号</u> 「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 <u>こ成安第 4 4 号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 1 2 月 1 4 日こ成安第 1 4 2 号、5 教参学第 3 0 号</u> 「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 <u>こ成安第 1 4 2 号通知</u>	通知廃止・発出による修正
項目番号 46	【関係法令及び通知等】 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日 6 福祉子保第 5 6 4 9 号</u> 「教育・保育施設等における事故発生時の対応について」 【略称】 <u>6 福祉子保第 5 6 4 9 号通知</u>	【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 1 2 月 2 5 日 5 福祉子保第 2 3 4 6 号</u> 「教育・保育施設等における事故発生時の対応について」 【略称】 <u>5 福祉子保第 2 3 4 6 号通知</u>	通知廃止・発出による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅱ－② 保 育 内 容			
1 保育の状況 (1) 保育所保育に関する基本原則	【観点】 1 保育の内容は適切か。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1・2（2） 第1・1[保育所]（3）	【観点】 1 保育の内容は適切か。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1・2（2） 第1・1[保育所]（3）	通知廃止・発出による修正
1 保育の状況 (3) 養護に関する基本的事項	【観点】 1 養護の内容は適切か。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1・2（2） 第1・1[保育所]（3）	【観点】 1 養護の内容は適切か。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1・2（2） 第1・1[保育所]（3）	通知廃止・発出による修正
1 保育の状況 (4) 全体的な計画の作成	【観点】 1 全体的な計画の内容は十分か。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1・2（2） 第1・1[保育所]（3）	【観点】 1 全体的な計画の内容は十分か。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1・2（2） 第1・1[保育所]（3）	通知廃止・発出による修正
1 保育の状況 (5) 指導計画の作成 イ作成上の留意事項	【基本的考え方】 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に注意しなければならない。 (1)(3)（略） (2)3歳児以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や共同的な活動が <u>促</u> されるよう配慮すること。	【基本的考え方】 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に注意しなければならない。 (1)(3)（略） (2)3歳児以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や共同的な活動が <u> </u> されるよう配慮すること。	誤記に伴う訂正
1 保育の状況 (6) 指導計画の展開	【基本的考え方】 1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整え <u>る</u> こと。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向	【基本的考え方】 1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整え <u> </u> こと。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向	誤記に伴う修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	かつて自ら活動を展開できるよう必要な援助を行う<u>こと</u>。 3 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。<u>保育の実践を正確に把握し、指導計画に基づく保育の内容の見直し等を行うための重要な記録簿である。</u> <u>また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一人一人の子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。</u> なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。 【観点】 4 保育日誌の記録は十分か。	て自ら活動を展開できるよう必要な援助を行う<u>こと</u>。 3 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。<u>保育の実践を正確に把握し、保育の反省の資料として、次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。</u> なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。 【観点】 4 保育日誌の記録は十分か。 <u>・0・1歳児は個人別記録も作成しているか。（削除）</u>	所用の修正
1 保育の状況 (8) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	【観点】 1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u>別紙1・2（2） 第1・1【保育所】（1）	【観点】 1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。 【関係法令及び通知等】 <u>児発第471号通知</u>別紙1・2（2） 第1・1【保育所】（3）	通知廃止・発出による修正
1 保育の状況 (10) 保護者との連携	【基本的考え方】 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 <u>そのための手段や機会として、3歳児未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や</u>	【基本的考え方】 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 なお、<u>3歳未満児については連絡帳を備えること。</u>	所用の修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>実施方法を工夫することが望まれる。</u> 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2（2） 第1-1〔保育所〕（3）	【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1-2（2） 第1-1〔保育所〕（3）	通知廃止・発出による修正
1 保育の状況 (12) 小学校等との連携	【観点】 1 連携に努めているか。 【関係法令等】	【観点】 1 連携に努めているか。 【関係法令等】 <u>(2) 保育所保育指針第2章4(2)ア（削除）</u>	関係法令の削除
2 食事の提供の状況 (2) 食事計画と献立業務 ウ 給食材料の用意、保管	【観点】 1 給食材料を適切に用意、管理しているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2（2） 第2〔共通事項〕（3）	【観点】 1 給食材料を適切に用意、管理しているか。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙別紙1-2（2） 第2〔共通事項〕（3）	通知廃止・発出による修正
2 食事の提供の状況 (3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	【観点】 2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2（2） 第2〔共通事項〕（4）	【観点】 2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙別紙1-2（2） 第2〔共通事項〕（4）	通知廃止・発出による修正
2 食事の提供の状況 (3) 食事の提供 イ 児童の状況に応じた配慮	【基本的考え方】 2 （略） （乳児）乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成	【基本的考え方】 2 （略） （乳児）乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成	誤記に伴う訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第 3 章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 【観点】 2 乳児及び 1 歳以上 3 歳未満児に対する配慮をしているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第 1 7 5 号通知</u>別紙 1-2 (2) 第 2 [共通事項] (5)	が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図保育所保育指針第 3 章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 【観点】 2 乳児及び 1 歳以上 3 歳未満児に対する配慮をしているか。 【関係法令等】 <u>児発第 4 7 1 号通知</u>別紙別紙 1-2 (2) 第 2 [共通事項] (5)	通知廃止・発出による修正
2 食事の提供の状況 (4) 衛生管理 ウ 食中毒事故対策	【観点】 2 食中毒事故の発生予防を行っているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第 1 7 5 号通知</u>別紙 1-2 (2) 第 2 [共通事項] (6)	【観点】 2 食中毒事故の発生予防を行っているか。 【関係法令等】 <u>児発第 4 7 1 号通知</u>別紙別紙 1-2 (2) 第 2 [共通事項] (6)	通知廃止・発出による修正
2 食事の提供の状況 (6) 調理業務委託	【観点】 1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第 1 7 5 号通知</u>別紙 1-2 (2) 第 2 [共通事項] (7)	【観点】 1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。 【関係法令等】 <u>児発第 4 7 1 号通知</u>別紙 1-2 (2) 第 2 [共通事項] (7)	通知廃止・発出による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 健康・安全の状況 (5)疾病への対応 ウ アレルギー疾患	【観点】 1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2 (2) 第1-1[保育所] (5)	【観点】 1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1-2 (2) 第1-1[保育所] (5)	通知廃止・発出による修正
3 健康・安全の状況 (6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【観点】 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び事故防止対策を講じているか。 2 睡眠チェック表を作成しているか。 【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2 (2) 第1-1[保育所] (5)・第2〔共通事項〕 (2)	【観点】 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び事故防止対策を講じているか。 2 睡眠チェック表を作成しているか。 【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1-2 (2) 第1-1[保育所] (5)・第2〔共通事項〕 (2)	通知廃止・発出による修正
3 健康・安全の状況 (7)児童の安全確保 ア 事故防止	【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか。 2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれているかなどについて、定期的に点検しているか。 3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 4 園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか。 2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれているかなどについて、定期的に点検しているか。 3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 4 園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	通知廃止・発出による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	【関係法令等】 <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2（2） 第1-1〔保育所〕（5）	【関係法令等】 <u>児発第471号通知</u> 別紙1-2（2） 第1-1〔保育所〕（5）	
3 健康・安全の状況 (7)児童の安全確保イ 損害賠償保険	【基本的考え方】 損害賠償保険等 等 に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。 【観点】 1 損害賠償保険等 等 に加入しているか。 2 損害賠償保険等の内容が不適切か。 【評価区分】 (1) 損害賠償保険等 等 に加入していない。 (2) 損害賠償保険等 等 の内容が適切か。	【基本的考え方】 学校安全会 、損害賠償保険等 等 に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。 【観点】 1 損害賠償保険等 等 に加入していない。 2 損害賠償保険等の内容が不適切である。 【評価区分】 (1) 損害賠償保険等 等 に加入していない。 (2) 損害賠償保険等 等 の内容が適切か。	所用の修正
3 健康・安全の状況 (7)児童の安全確保ウ 事故発生時の対応	【観点】 1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1（3）ア (2) 設備・運営基準条例第19条 (3) <u>6福祉子保第5649号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1-2（2） 第1-1〔保育所〕（7） 【観点】 2 報告対象となる事故を区に速やかに連絡しているか。 【関係法令等】 (1) <u>こ成安第44号通知</u> (2) <u>6福祉子保第5649通知</u>	【観点】 1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章1（3）ア (2) 設備・運営基準条例第19条 (3) <u>5福祉子保第2346号通知</u> (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (5) <u>児発第471号通知</u> 別紙1-2（2） 第1-1〔保育所〕（7） 【観点】 2 報告対象となる事故を区に速やかに連絡しているか。 【関係法令等】 (1) <u>こ成安第142号通知</u> (2) <u>5福祉子保第2346号通知</u>	通知廃止・発出による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	(3) <u>こ成事第175号通知</u> 別紙1－2 (2) 第1－1〔保育所〕(5)	(3) <u>児発第471号通知</u> 別紙1－2 (2) 第1－1〔保育所〕(5)	

【新旧対照表】 令和 7 年度 小規模保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅲ－② 会計経理			
Ⅲ共通 (3) 処遇改善等加算Ⅰ 賃金改善要件 1 加算認定に係る要件	【基本的な考え方】 <u>（１）なお、前年度に加算Ⅰの適用を受けている施設は「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に提出するとともに、職員に対しても周知している場合には「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」の作成及び提出を不要とする。</u> 【観点】 （１）通知の要件を満たす別表様式 5 「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」<u>または「賃金改善に係る誓約書」</u>を都道府県知事又は指定都市等の長に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知しているか。 【評価事項】 （１）通知の要件を満たす別表様式 5 「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」<u>（前年度に加算Ⅰの適用を受けている施設は「賃金改善に係る誓約書」の提出でも可）</u>を提出していない。	【基本的な考え方】 （１）<u>（追加）</u> 【観点】 （１）通知の要件を満たす別表様式 5 「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知しているか。 【評価事項】 （１）通知の要件を満たす別表様式 5 「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を提出していない。	こ成保 3 9 5 文科初第 5 9 1 号令和 5 年 6 月 7 日「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の改正（こ成保 2 2 7 6 文科初第 1 5 3 号令和 6 年 4 月 1 2 日）に伴う改訂

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>情報公開の取り組みに係る要件は適正か</u> <u>【根拠法令等】</u> 大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱第 4 条第 5 条第 6 条 <u>【評価事項】</u> 1 キャリアパス要件、福祉サービス、第三者評価の要件、 情報公開の取り組みに係る要件は適正ではない <u>【評価】</u> C <u>【基本的な考え方】</u> 2 財務情報の公表 財務情報公表要領により財務情報を作成し、利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、施設のすべての職員に対し内容を周知しなければならない。 公表しない場合は補助金の交付決定の全部または一部を取り消す。 <u>【観点】</u> 2 (1) 財務情報公表様式を公表要領に従って作成しているか (2) 利用者にとって見やすい場所に掲示しているか (3) 施設のすべての職員に対しその内容を周知しているか <u>【根拠法令等】</u> 2 保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領 2 (2) (5) <u>【評価事項】</u> 2 (1) 財務情報公表様式を公表要領に従って作成していない	<u>(新設)</u> <u>【根拠法令等】</u> (新設) <u>【評価事項】</u> (新設) <u>【評価】</u> (新設) <u>【基本的な考え方】</u> (新設) <u>【観点】</u> (新設) <u>【根拠法令等】</u> (新設) <u>【評価事項】</u> (新設)	追加 追加 追加 追加 追加 追加 追加

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<u>(2) 利用者にとって見やすい場所に掲示していない</u> <u>(3) 施設のすべての職員に対しその内容を周知していない</u> <u>【評価】</u> <u>C</u> <u>【基本的な考え方】</u> <u>3 交付対象経費は、交付対象施設に勤務する職員の人件費のうち賃金改善に要した経費とする。</u> <u>4 補助金の交付額は基準額と補助対象経費と比較していずれか少ない額とする。</u> <u>【観点】</u> <u>3 交付額を職員の賃金改善にあてているか</u> <u>【根拠法令等】</u> <u>大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱第6条</u> <u>【評価事項】</u> <u>3 交付額を職員の賃金改善にあてていない</u> <u>【評価】</u> <u>C</u>	<u>【評価】</u> <u>(新設)</u> <u>【基本的な考え方】</u> <u>(新設)</u> <u>【観点】</u> <u>(新設)</u> <u>【根拠法令等】</u> <u>(新設)</u> <u>【評価事項】</u> <u>(新設)</u> <u>【評価】</u> <u>(新設)</u>	追加 追加 追加 追加 追加 追加